

令和3年度第6回日進市地域公共交通会議 議事録

日 時 令和4年3月16日(水) 午後1時30分から午後3時40分まで

場 所 日進市役所 南庁舎 第5会議室(オンライン及び対面会議を併用して開催)

出 席 者 【オンラインによる出席】
 澤木徹(代理:八木郁也)
 【会議室にて出席】
 松本幸正(会長)、吉井竜良(委員)、伊東美佐紀(委員)、多田直紀(委員)、大野淳(委員)、山内三奈(代理:鈴木隆史)、坂井敏也(代理:青木健太郎)、島村紀代美(委員)、神野健三(委員)、鈴木直宏(委員)、菅美佐子(委員)、木俣恵子(委員)、寺田裕美(委員)、水野隆史(委員)

欠 席 者 小林裕之(委員)、佐藤幸太(委員)、中嶋久(委員)、吉田篤史(委員)、増岡裕仁(委員)、染川和也(委員)

事 務 局 生活安全部 萩野部長
 防災交通課 鬼頭課長
 防災交通課 移動政策室 三好室長、井筒係長、水谷主査、渥美主事
 国際開発コンサルタンツ
 都市整備部 土木管理課 鈴木課長補佐(オブザーバー)
 健康福祉部 地域福祉課 野村係長(オブザーバー)

傍聴の可否 可(オンライン)

傍聴の有無 あり(8名)

発 言 者	内 容 (要 旨)
事 務 局	定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第6回日進市地域公共交通会議を開催します。はじめに松本会長よりご挨拶いただきます。
会 長	挨拶
事 務 局	<p>本日の定数を確認いたします。本日の出席者は、委員21人中15人、欠席者6人であり、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項に規定する、会議の開催に必要な2分の1以上の出席を頂いていることをご報告します。</p> <p>続きまして、会議の公開についてご説明します。日進市市民参加及び市民自治活動条例第12条の規定により、原則公開とされておりますが、同条例、施行規則の第15条に会議の内容によっては、非公開とすることもでき、会議の公開、非公開の決定は、会長が各委員にお諮りし行うこととしております。</p> <p>なお、今回の会議は、現地及びZOOM参加の組み合わせにより開催していますが、感染症対策の観点から傍聴者につきましてはZOOMでの閲覧のみとさせていただいております。それでは会長、お願いいたします。</p>
会 長	今回の議題は、特に個人情報ですとか、個人の利害に関わる内容は含まれておりませんので公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	公開とさせていただきます。
事 務 局	議事進行につきましては、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則の第4条で

	会長が行う旨規定されておりますので、松本会長よろしくお願ひいたします。
会 長	それでは、議事に入ります。【議題】(1) 日進市地域公共交通計画パブリックコメント結果及び案の修正について説明をお願いいたします。
事 務 局	(【議題】(1) 日進市地域公共交通計画パブリックコメント結果及び案の修正について資料に基づき説明)
会 長	ご質問ご意見ございますか。
委 員	49ページの個別輸送(タクシー)についてです。該当する現行路線が一般タクシーとなっています。一方で64ページには介護事業者、商業施設、病院等が所有する車両の空き時間を活用した地域バスの運行の仕組みを検討しますと記載しています。検討しますという語尾を排除できていないこともあります。この介護事業者は何を指すのでしょうか。日進市内にも介護タクシーはございます。介護タクシーを指しているのであれば、49ページの個別輸送に含まれるのか含まれないのかどちらでしょうか。49ページの機能分類の中に入れないということであれば、福祉有償運送事業や高齢者移動支援事業についてはという記載を高齢者移動支援事業等などとして含めるのはどうでしょうか。
事 務 局	介護タクシーというよりは、デイサービスなどに通うマイクロバスのようなものをイメージしておりました。ご指摘の内容を踏まえて検討します。
会 長	最後の協議の場ですので、具体的にお示しください。
委 員	介護事業者ではなく、介護事業所とすると話が通るのではないのでしょうか。
事 務 局	そのように修正いたします。
会 長	検討しますという語尾はどうしますか。
事 務 局	実現性のある言葉に修正したいと思います。
会 長	断定的には書けないということですね。仕組みの構築を目指しますというのはいかがですか。或いは仕組みを検討し、構築しますなどという書きぶりもありますね。
事 務 局	構築を目指しますという記載にしたいと思います。
会 長	他の方がいいでしょうか。
委 員	福祉有償運送事業や高齢者移動支援事業については、不特定の方が利用する交通を前提とした本市の地域公共交通として一体的に扱うことはありませんと記載されていますが、ここでの福祉有償運送事業は自家用有償運送を指しているかと認識しています。自家用有償運送は公共交通として、位置づけられたのではないのでしょうか。高齢者移動支援事業は無償ボランティアなので公共交通に位置づけられないのはわかりますが、一体的に扱うのが良いのか悪いのか疑問は残ります。
委 員	福祉を一括して扱う場合、地域公共交通で議論しても良いと法改正されました。しかしながら逆が言えるのかというのは制度としては曖昧だったかと思います。
会 長	ここには地域公共交通と一体的に扱うことはないと書かれているので、予約もなしで利用でき、利用者も限定しない公共交通として一体的に扱うことはないという書き方は間違っていないと思います。役割分担についての記述が地域公共交通計画として十分だったかという観点はありますが、問題ないのではないのでしょうか。

	福祉有償運送事業は障害の状況によって登録できるできないがあり、一般の人は利用できるものではないということです。そういう意味では介護タクシーもここに入ってくるので、高齢者移動支援事業等とされた方が良いかもしれません。
委員	現状では機能分類に全ての交通が包含されていないと思います。あらゆる交通を包含できるように書きぶりに余白を持たせてもいいかと思います。
事務局	そういった意図で記載しています。その他必要な措置を講ずるとというのが、市の施策としてその他の部分で受け持ちますという意味です。
会長	別だということですね。高齢者移動支援事業等という追記もお願いします。合理的な配慮という言葉がありますが、少し冷たい言葉に感じますね。他の方がいいでしょうか。
委員	①公共交通を考え、愛着や興味・関心を高める取組みの支援、②公共交通の運行を支える企業・地域の取組みの支援について内容を整理していただきありがとうございました。しかし修正した内容とタイトルが少しそぐわないのではないのでしょうか。
事務局	52ページでは①地域に必要な公共交通を検討する場づくりと取組みの支援と修正させていただいているのですが、個別の事業について修正が漏れていました。申し訳ありません。
委員	では63ページは①地域に必要な公共交通を検討する場づくりと取組みの支援となるのですね。良いと思います。 ②公共交通の運行を支える企業・地域の取組みの支援は同じですか。
事務局	②公共交通の運行を支える企業・地域の取組みの促進と修正しています。
委員	①公共交通を考え、愛着や興味・関心を高める取組みの支援のところで、移動支援事業を実施する地域に対する補助・支援・助言等、地域の公共交通の維持に向けた必要な支援を行いますとあります。49ページの欄外の記載は地域公共交通の枠組みとは別で考えるという位置づけの表れだったかと思います。地域の公共交通の維持を担うという表現は相応しいのでしょうか。
事務局	地域の移動手段の維持に向けたという表現に修正いたします。
会長	63ページに書かれている移動支援事業と49ページにある高齢者移動支援事業は別物ですか。
事務局	同じものとして捉えています。
会長	49ページの記載は地域の公共交通として一体的に扱うことはできないが、他の施策として必要な措置を講ずるとのことですね。地域公共交通として扱わないという意図の記載ですね。一方で、63ページは地域公共交通計画の中で必要な支援を行うと書いてあるように思えるのですが整合性は大丈夫ですか。
事務局	セクションごとの中で取り組んでいくということです。
会長	必要な措置を講ずる具体的な内容が63ページということでしょうか。
事務局	その通りです。
会長	わかりました。ありがとうございます。他の方がいいでしょうか。
委員	先ほど会長より合理的配慮という言葉が冷たいというお話がありました。これは恐

	<p>らく障害者差別解消法に規定されている文言を使っていると思います。そうであれば障害者差別解消法に規定される合理的な配慮に基づく運用とすると冷たいという感覚が和らぐのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>合理的な配慮は障害者差別解消法に規定されている内容に沿った運用という意味合いからこの文言にさせていただきます。よりわかりやすくなるよう、そのように修正いたします。</p>
会長	<p>障害者差別解消法に規定される合理的な配慮ですね。そのように修正ください。何をもって合理的な配慮というのかは、この法律に書かれているのでしょうか。</p>
委員	<p>例えば、エレベーターがない古い建物の2階にあるレストランへ車椅子の方が行きたいという場合、エレベーターを必ずしもつける必要はないです。しかしながら、車椅子であるということを理由に入店を拒否してはいけない、入店できるように配慮しなければならないということです。それを合理的な配慮といいます。</p>
会長	<p>よくわかりました。明記することにいたします。</p>
委員	<p>資料の見方についてお伺いします。71ページに目標設定の根拠という項目がありますが、くるりんばす全体の利用者数の目標が2030年度まで掲げられています。2018年、2019年の利用者数の推移を基に設定していると読み取れますが、路線ごとに見ますと、増加だけでなく、赤池線や梅森線のように減少している路線もございます。減少している路線もある中で、このような目標の掲げ方は正しいのでしょうか。</p> <p>73ページにはくるりんばすの利用率についての目標値があります。これについても妥当な目標設定なののでしょうか。お伺いします。</p>
事務局	<p>1点目、71ページの目標設定についてです。どの路線がどのように増減するかというのはわかりません。各路線の目標設定がしづらいため、総数の目標設定としています。</p> <p>2点目の73ページの目標設定については、現況値が221名なので、まずは2倍にすることとしています。これが妥当かと言われると、もっと増やすべきなのかもしれません。利用の現状を考えると決して志の低いものではないと思います。</p>
委員	<p>くるりんばすにはくるりんばすの役割がありますが、日進市の地域公共交通としては路線バスのような役割をもっと充実させることによって、市全体の公共交通利用者が増えるのではないかと思います。</p>
会長	<p>絶対数で見ると鉄道や路線バスの利用者を大きく増やさなければならないので、色々な施策で充実させる。一方で政策の打ちやすさという意味では、市が運営するコミュニティバスは色々な施策が反映しやすい。そういったところからこのような目標設定になったのだと思います。</p> <p>以前からご指摘いただいているように市の成長を考えた場合、都市交通としての交通手段の充実が不可欠であると思います。市全体でそのような意思決定がされるのであれば、計画の見直しの際に反映させられればと思います。</p>
委員	<p>4ページの(2)公共交通に関する法制度及び改正の状況について、各法律の制定改正年月を入れていただきたいと思います。</p> <p>パブリックコメントで計画に反映したものがあればお示しいただけますか。</p>

	71ページの計画目標・方針別目標1の目標値設定の根拠の総計が各交通手段の合計と合わないように思います。いかがですか。
コ ン サ ル	計画目標・方針別目標1の目標値設定の根拠については、小数点以下まで計算して丸め込んでいるので、このような数字になっています。そのような表記をさせていただきます。
会 長	他の2点について事務局お願いします。
事 務 局	<p>制定改正年月については記載させていただきます。</p> <p>パブリックコメントでは、具体的な路線、サービス水準、料金体系などについての言及が非常に多くございました。計画書の記載内容に当たらないご意見が大半を占めていた中で、先ほどご指摘いただいた根拠法についてはパブリックコメントの意見を反映させたものです。それ以外の修正については、部会でいただいたご意見を反映させています。</p>
委 員	<p>来年度の利便増進計画には、パブリックコメントの意見を反映させていただきたいと思います。</p> <p>目標値については、路線ごとの設定は難しいというお話でしたが、もう少し細やかに分析したものが入ると良いと思います。</p>
会 長	実際の再編計画の際には、そういったこともご検討ください。
委 員	48ページと54ページに地域公共交通の将来ネットワークイメージという図が掲載されています。54ページは実施事業を強調するために掲載しているのかと思います。南北の拠点と循環線、名鉄バス日進中央線を紺色で強調しています。同じように幹線と準幹線についても強調した方が良いのではないかと思います。また、48ページにも同じものを掲載するのはどうでしょうか。
事 務 局	48ページのネットワークイメージは計画全体を表現していきまして、53ページには本来幹線軸の記載があります。そこには鉄道や路線バスの記載があります。各ページに全てネットワークイメージをつけて、この項目の該当箇所はここであるとそれぞれ強調することになるのではないかと思います。今回に関しては、強調する重要性が高いと思われた②の事業については再掲させていただいて、この事業で確保維持していくと明記させていただきました。
会 長	②の事業を特に強調するという意味でこのような記載になっています。凡例を書くのはどうでしょうか。
事 務 局	紺色の囲いは何を指すのか記載するという意味ですね。承知いたしました。
会 長	凡例を加えさせていただきます。ご意見ありがとうございました。
委 員	49ページの福祉有償運送事業について、白ナンバーの福祉有償運送を指している場合、国の制度的に地域公共交通に位置づけられるのかという先ほどのお話です。国土交通省の地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方についてという通達には、「一般乗合旅客自動車運送事業においては、各々の事業者が地域交通の利便性向上に積極的に貢献することを前提としつつ、路線定期運行を基本とし、全体として整合性のとれたネットワークが構築されることが重要であり、地域公共交通会議における協議に当たっても、このような考え方について地方公共団体を始めとする関係者の理解が得られるよう努められたい。」とありま

	<p>す。地域公共交通の機能・役割の表が各々の事業者が地域交通の利便性向上に積極的に貢献することを前提としつつという項目だとすると、全体として整合性のとれたネットワークが構築することを目指すことを排除しているものではないと思いますので、福祉有償運送を地域公共交通であるか自体を協議会で決めてしまっているのではないかと思います。</p> <p>反対に福祉有償運送事業を行う場合、整合性がとれるように行おうとしているものを地域公共交通ではないから排除するということはできないと思います。計画の中で排除するというときえしなければ、基本的には合致するのではないかと思います。</p>
会 長	<p>補足ということかと思います。他にご意見ございませんか。</p> <p>最後までしっかりご確認いただき、ありがとうございます。いくつか修正点あるかと思います。修正いただく前提といたしまして、日進市地域公共交通計画をご承認いただくということによろしいでしょうか。</p>
委 員	異議なし
会 長	<p>異議ないようですので、今回のこの計画につきまして、承認いただいたこととさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>承認後の手続きはどのようでしょうか。</p>
事 務 局	<p>この後、会議を代表いたしまして松本会長より市長へ計画案の提出を行っていただく予定です。市といたしましては、年度明けを目安に計画として確定させ、その後公表させていただく予定です。</p>
会 長	<p>年度明けの策定・公表となるのですね。そして国へ提出される訳ですね。来年度はこの計画を実行に移していくこととなりますので、引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは【議題】（２）令和４年度日進市地域公共交通会議歳入歳出予算について、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	（【議題】（２）令和４年度日進市地域公共交通会議歳入歳出予算について資料に基づき説明）
会 長	地域公共交通会議の予算に関しまして、ご質問ございますか。
委 員	<p>委員報酬は日進市からの支出になるが、事業費は変わらず地域公共交通会議からの支出になるとのご説明でした。来年度の計画策定は、より大変になるのではないかと思います。12,500千円から9,208千円へと減額されています。これはどのような議論を経て決まったのでしょうか。ご説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>令和３年度の事業費はバスの乗降調査やアンケート調査など調査費のウェイトがかなり大きいものでした。来年度は令和３年度の調査で得られたデータを基に路線を作っていきますので、同じ調査を行う予定はないことから減額されています。ただし、この後ご説明いたしますが、地域に出向いて皆さんのお声をお聞きすることは丁寧に行ってまいります。その分の費用は十分に踏まえた予算となっています。</p>
会 長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>ご異論ないようですので、予算についてはご承認いただくということによろしいでしょうか。</p>

委員	異議なし
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは監査委員を互選により決めたいと思います。互選いただくなり、決めた方のご意見いただければと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	会長からご指名いただければと思います。
会長	<p>推薦してはという意見をいただきました。皆様よろしいでしょうか。それでは指名させていただきます。吉井委員と寺田委員へお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
会長	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、【議題】（３）利便増進計画策定事業（地域公共交通利便増進実施計画）について説明をお願いいたします。</p>
事務局	（【議題】（３）利便増進計画策定事業（地域公共交通利便増進実施計画）について資料に基づき説明）
会長	<p>来年度は利便増進計画として予定ではありますが、路線バスのルート変更、くるりんばすの路線改正、少量輸送の導入、スクールバスの路線バス化等によって利便性を増進する計画を策定します。そして、計画策定で国の補助金をもらいたい。</p> <p>また、計画策定をお手伝いいただく専門業者として、地域公共交通計画策定にご協力いただいた国際開発コンサルタンツさんに引き続きお願いしたいというご提案でした。</p> <p>ご質問ご意見ございますか。</p>
委員	<p>日進市はデマンド実証実験の予算を計上していますが、４）調査事業の進め方（専門部会や市民の関与）を見ると、４月から実証運行の検討を始めることとなっています。そして、１０月より実証運行開始予定となっています。どの区域で何箇所くらいの実験を想定して予算計上されたのか。車はどのような形なのか。タクシー協会とはどのような調整を行っているのかお伺いします。</p> <p>また、くるりんばすの改正素案と少量輸送の２点を、各区に諮る予定なのかお伺いします。</p>
事務局	<p>くるりんばすの改正についてとデマンド実証実験をどこで行うのが良いのかなどの意向等、大きくは２点についてお話しする予定です。</p> <p>デマンド実証実験の予算については、タクシー事業者の見積もりに基づき積算しています。</p> <p>今後の予定としては、４月の区長会で各区長へ投げかけをさせていただいて、ニーズをお聞きしながら進めてまいりたいと思っています。実証実験のエリアにつきまして、たくさんの地域で行いたいとは思っておりますが、予算の範囲内でこれから検討していきます。</p>
委員	<p>デマンド交通は他市町でも行っていますが、結果はなかなか厳しいものだと伺っています。折角これから始めるのであれば、今までのデマンド交通とは違った新たな視点で、地域とタクシー業界、行政と一体となって検討していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>予算の確保という点ではタクシー事業者の見積りですが、現時点で手法が決まって</p>

	<p>いるわけではありません。皆さんのご意見を踏まえながら、決定していきたいと思っています。</p>
会 長	<p>改正のスケジュールですが19地区すべてに話を聞くとありますが、その辺りいかがでしょうか。</p>
事 務 局	<p>希望については濃淡があると思っています。我々も少ない人数ではありますが、なるべく機動的に皆さんのご意見を伺いたいと思っています。</p>
会 長	<p>19地区を回るのは大変かと思いますが、濃淡があるのでこのスケジュールでいけるのではないかということです。</p>
委 員	<p>計画の中にありました協議会の立ち上げは濃淡の濃に当たると思います。金銭だけではない行政の支援が欠かせないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
委 員	<p>6ページのスケジュールを見ると、上期の間に改正素案の作成、修正や意見聴取となっています。今までのパブリックコメントや地域ヒアリングで大方の市民ニーズは掴んでいると思います。双方向にすることや運行本数を増やすこと、行きたいところへ短時間でいけるようにするといったことです。何回やっても同じような意見ばかり出てくると思います。令和3年に出てきた意見を集約して実行することになるのでしょうか、お伺いしたいと思います。</p>
事 務 局	<p>事務局としては地域に出向きたいと思っています。先日のパブリックコメント中も地域に出向き、計画案について説明を行いました。その際には、とにかく早く駅に行きたい、料金は少し高くなってもいいから便利にして欲しい、市役所で乗り換えしたいなど様々な声をいただきました。</p> <p>まずは今回策定した計画と我々が抱くビジョンを皆さんに知っていただきたいという想いがあります。たしかにデータはわかりますが、データばかりではなく、顔と顔を突き合わせて、各地域の実際のニーズをもう少し伺いたい。そして、すぐできる改善は小まめに行って、時間がかかる改善は丁寧に説明しながら行っていきたくと思っています。</p> <p>6ページの下段には、*上記に示す事業スケジュールは予定であり、関係者との協議・調整により、スケジュールは変更する場合がありますと記載しています。タイトなスケジュールをお示ししていますが、議論の結果、時間をかけなければならないと専門部会などで判断した事項については、より丁寧に進めていきたくと思っています。</p>
委 員	<p>地域に出向いて説明する際には、市民の要望に対してどこまでは応えられるのか、どのようにしたら実現するのかをお示しいただきたいと思います。</p> <p>また、名鉄バスの路線の充実や増強を企画する際には、日進市、市民、名鉄バスとで議論する場を設けていただきたい。例えば既存の路線に対しても、利用者目線で提案ができ、利便性が向上するのではないかと思います。</p>
会 長	<p>1点目については、その通りであると思います。要望だけ聞きに来たのかとならないようにということですね。何ができて何ができないか明確に説明いただいて、できないのはどういう理由なのかしっかり説明いただくのが大事だと改めて思います。</p> <p>2点目につきましては、名鉄バスにはこれからも色々ご協力いただくことになるかと思っています。その内容が明示されていませんが、どこかで名鉄バスを含めた交通</p>

	事業者と協議する場があるということでしょうか。
事務局	地域公共交通会議では、都度報告させていただき議論させていただくのはもちろんですが、それぞれの関係の方と事前の協議はさせていただき予定であります。
委員	先日聞いたご夫婦のお話です。介護認定をお持ちの旦那様がくるりんばすを利用される際、足が不自由のため、降りるのにすごく時間がかかるそうです。その時に車内の乗客の目や感情がすごく怖いと奥様がおっしゃっていました。降りる際にスムーズに降りられるような工夫が何かありませんか。
会長	大事なお指摘をいただきました。次期計画には、他者への思いやりやまさに SDGs で求められている包摂性の記載はありますか。
事務局	今回の計画では、⑦でコンシェルジュサービスの記載があります。例えば、車内に案内人のような方に乗っていただいて乗降のお手伝いをしていただくというのも方法かもしれません。みなさんがみなさんに優しくなれるようなバスになる仕組みづくりをしていきたいと思えます。
会長	ソフト対策もしていくという視点を利便増進計画で取り入れていければと思います。 バスを運行する中で、乗降にすごく時間がかかる方へ何か対応をしていますか。
委員	乗客の皆様が障害を持つ方を温かく見守る雰囲気は出てきていると思えます。弊社の方針として、着席前に発車することがないよう運転士へ教育をしていますが、着席前に発車するようなケースがあると、他の乗客の方からも弊社に危険だとお電話が入るほどです。 運転士にはお客様の乗降の際、とにかく急かすことのないよう教育しています。あまり気にされないようにとお伝えいただければと思います。
委員	補足です。運輸支局にも監督官庁であるとお叱りのお声をいただくことがあります。最近ではコロナで人と距離を取ることを優先します。尚且つマスクをしているので、表情が分からない。タクシーもバスでも同じですが、よくよくお話を聞くと、怒っていることは何もなく表情が分からないことから受け取り方によって怒っているように感じるといったことがあります。 先のお話にあったように一番怖いのは車内事故です。慌てなくともバスは止まっていますので、ゆっくり降りていただければと思います。
会長	通勤ラッシュ時などは慌てている方が多いです。かえって危険かもしれないのでそういった時間は避けて公共交通をご利用いただくと良いかもしれません。あとはあまり気にせずマイペースにご利用いただければと思います。 ほとんどの方はあまり気にしていません。一部気にする方はいるかもしれませんが、こちらにも気にしないで生きていきたいと思いますとお伝えください。
委員	少量輸送がタクシー車両を用いたデマンドの実証実験だとするならば、許可申請からの標準的な処理期間は2ヶ月なので、このスケジュールで問題ありません。ただ申請において、多くの自治体が最終的に走らせることが目的になっていて、申請のタイミングで定めた方針がぶれていることが多いです。せつかくお金を投じて実施するのですから、何のために、誰のために行うのかぶれないよう明確にいただければと思います。

	<p>また許可申請は事業者が行うので、日進市が行うわけではありません。手続き上は、事業者に対してこういった運行をしてくださいと要望書を出すだけです。運行事業者と調整をしっかり行って軸がぶれないようにしていただければと思います。</p>
会 長	<p>走らせるのが目的とならないようにしていただきたいと思います。おっしゃる通りだと思います。</p>
委 員	<p>予算が大きく関わってくる乗車料金や一日券、乗継券の話を今後どうやって取り扱うのでしょうか。どのようなスケジュールで進めていくのでしょうか。前回の料金改定の際には、公共交通会議の場いきなり出てきたようなイメージがあります。</p>
事 務 局	<p>改正素案から改正案へ議論を詰めていく中で、並行して議論していくものだと思います。あくまで今回は利便を増進する計画です。採算性を無視していいわけではないですが、一体の採算性のラインの中でどこまで利便を増進するか見極めながら、公共交通会議や専門部会でみなさんの意見を踏まえて議論していければと思っています。</p>
委 員	<p>時間をかけられるよう早めに着手していただきたいと思います。地域公共交通計画策定は丁寧に進めていただいたと思っていますので、同様に利便増進実施計画においても丁寧に料金改定の議論を避けないよう向き合って進めていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>乗継利便性の向上は地域公共交通計画に書かれています。運賃に関して明示はされていませんが、並行して考えていくということですね。</p> <p>気をつけなければならないのはバス事業だけを考えて運賃を決めてはならないということです。受益者の負担とはという視点で考えなければならないと思います。例えば75歳以上を無料にということであれば、市として一貫性がなければならないと思います。利用者からの75歳以上を無料にという声に押されて無料にするのではなく、市全体として75歳以上を優遇しよう、受益者負担を軽減しようという大きな方針があれば、それに沿った施策を取るべきです。全体との整合性を踏まえて議論していくことになると思います。</p> <p>ちなみに運賃というのは本来、認可運賃で勝手に決められません。運輸局で認可してもらい、その幅で運賃が決まります。道路運送法の改正によって、公共交通会議で合意が得られれば運賃が設定できることとなりました。</p> <p>運賃は大変重要な問題です。様々な雇用にも関係してきます。他の交通事業への影響も出てきます。ある一点だけではなく、全体的な視点で検討をお願いすることになると思います。</p> <p>ご意見他にないようですので、利便増進計画を策定すること、進め方、引き続きノウハウを活かして国際開発コンサルタントに支援をお願いするというご異論ありませんでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
会 長	<p>ありがとうございます。承認いただきました。</p> <p>ここで市長からご挨拶があるとのこと。</p>
事 務 局	<p>ここで市長より一言ご挨拶をさせていただきます。</p>
市 長	<p>(市長挨拶)</p>

会 長	それでは会議に戻りたいと思います。【報告事項】(1) 令和3年度の運行状況についてご説明をお願いいたします。
事 務 局	(【報告事項】(1) 令和3年度の運行状況について資料に基づき説明)
会 長	利用状況ということでした。相変わらず厳しい状況ですが、気候も良くなってきましたので、引き続き皆様にご利用いただければと思います。 それでは、【報告事項】(2) 利用促進事業等について説明をお願いいたします。
事 務 局	(【報告事項】(2) 利用促進事業等について資料に基づき説明)
会 長	ご意見ご質問はございますか。
委 員	デジタルサイネージは広告費をいただいていますか。 紙の広告が少なくなってくるのではないかと思います。天井面はどのように活用していきますか。少なくなってくると寂しいと思います。
事 務 局	デジタルサイネージは市への有料広告掲載の提案で採用となった事業です。広告の募集は提案事業者が一括して行っています。現在は17社の広告を掲載しています。広告の掲載内容については、市でもチェックをして掲載しています。 天井ルーフ面について、紙広告の掲載はこれまで同様可能です。ご指摘のとおり掲載数は減っており昨年も2社ほどの掲載でした。空いているスペースは公共の事業のPRや今回のぬりえのような利用促進事業に活用していきたいと思っています。
委 員	広告費のお金の流れはどうなっていますか。
事 務 局	日進市と提案事業者とで月額 of 広告掲載契約をしています。
会 長	市は場所貸しをしているということですね。広告代理店が場所を借りて商売しているということですね。つまり Win-Win の関係ということですね。広告料の収入は月いくらなのでしょう。公表できますか。
事 務 局	広告掲載料という収入で月額10,000円です。
会 長	ちなみに周辺のある自治体では手が挙げてもらえず、この仕組みを導入できなかったところもあります。くるりんばすは一定の効果を見込むことができるので導入できたのでしょうか。 3. その他何かございますか。
委 員	先ほど岩崎線と米野木線の利用者が微増しているというお話がありました。私のところにも便利になって良かったという声が届いておりますので、この場でご報告させていただきます。
会 長	そういった嬉しいお話はどんどん報告いただければと思います。事務局にも便利になったというお声は届いていますか。
事 務 局	届いています。
会 長	ぜひそういった意見もご紹介いただければと思います。
委 員	ご存じかもしれませんが、参考になればと思いますので、合理的な配慮について説明させていただきます。障害者差別解消法は正式には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律といいます。令和3年5月に法改正が行われ、それまでは法的義務は公共のみで一般事業者は努力義務だったものが、一般事業者も法的義務が課せられることとなりました。合理的配慮を難しい言葉でいうと、社会的障壁によって生まれ

	<p>た機会の不平等を正すということです。障害の当事者からのこうして欲しいという要望に対して配慮するというのが基本です。配慮が提供できない場合、直接罰則がある訳ですが、配慮ができなかった場合の国などへの報告の義務を怠る、または虚偽の報告を行うと罰則が科せられます。参考にいただければと思います。</p>
会 長	<p>大変勉強になりました。その他いかがでしょうか。</p> <p>皆様方の議論のおかげで地域公共交通計画が出来上がりました。深く感謝申し上げます。これから実行に移ってきますので、引き続きご協力をお願いいたします。本日はありがとうございました。</p> <p>それでは事務局へ進行をお返しいたします。</p>
事 務 局	<p>これもちまして今年度の会議は終了いたします。委員の皆様ありがとうございました。また、傍聴の皆様、パブリックコメントやワークショップなどに御参加いただいた方へも深く感謝申し上げます。</p> <p>来年度は計画のビジョンが達成できるように丁寧に市民の方々に説明して、皆様とともにより良い交通を作り上げたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。</p>
	午後3時40分閉会